

第4次新潟市男女共同参画行動計画(案)に対するご意見の概要と市の考え方

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
1	第1章 9ページ	3 新潟市の現状 (1)社会状況 ■世帯構成 …世帯構成割合では、単独世帯の割合が増加しており、核家族世帯と合わせると全体の8割以上で、世帯規模は小規模化しています。	(新たに追加) 「単独世帯」について、性別と年代別のわかる図(ほか4件) (理由) 単独世帯は期間中で1.5倍以上に増加しており、単独に取り上げて可視化する必要がある。2015年の国勢調査を基に、性別と年代別の割合を表示する。	ご意見の趣旨を踏まえ、市で公表している単独世帯の増加傾向が分かる年代別推移を追加します。	あり
2	第2章 11ページ	2 計画の位置づけ (4)本計画は、「にいがた未来ビジョン(新潟市総合計画)」の分野別計画であり、「新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも整合性を図っています。	そもそも「にいがた未来ビジョン」に女性問題や男女共同参画の視点が弱いために、その他の計画やビジョン等に女性問題や男女共同参画の視点が薄くなってしまっている。今後改定される時には「にいがた未来ビジョン」はもとより、区ビジョンや農業ビジョン、〇〇ビジョン・〇〇計画等に至るまで、女性問題や男女共同参画をきちんと項目建てし、必ず入れるよう要望します。	男女共同参画の推進については、毎年新潟市男女共同参画推進会議で幹部職員へ周知しています。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	なし
3	第2章 12ページ	4 基本理念 (1)男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。	(下線部を追加) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、LGBTや個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。 (理由) 新潟市は2020年4月「パートナーシップ宣誓制度」が始まっており、私たちの性の多様性を認め合う社会へ一歩進んだことを、4次計画の基本理念として明記する。	本計画の基本理念は、新潟市男女共同参画推進条例の基本理念に基づく項目としており、性的マイノリティの人権施策については、「新潟市人権教育・啓発推進計画」に基づいて推進していきます。	なし
4	第2章 13ページ	4 基本理念 (6)国際協調 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。	(下線部を追加) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。 <u>国内においても様々な外国にルーツを持つ人々の増加及びSDGsの考え方に基づき、互いの人権を尊重し合いながら、多様な文化、生き方が尊重されるよう留意すること。</u> (理由) 第3章目標1【現状と課題】16ページ5行目に述べられていますが、現在、全国はもとより新潟市においても外国籍住民は5,600人、外国籍世帯数は3,645世帯に及んでいます。新潟市においても家庭、地域、職場で外国籍の人々が市民の1人であることを踏まえ、基本理念にあげるべきである。 なお国際課へは「国際化推進大綱」について人権尊重を冒頭に掲げた「大綱」に改訂するよう、人権担当部署である広聴相談課を通じて、要請中である。	本計画の基本理念は、新潟市男女共同参画推進条例の基本理念に基づく項目としています。 なお、国際協調については、本条例やSDGsの考え方のほか、「新潟市人権教育・啓発推進計画」や「新潟市国際化推進大綱2015」に基づいて推進していきます。	なし

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
5	第3章 目標1 15ページ	図1-1 男(夫)は仕事、女(妻)は家庭という考え方	内閣府の「令和2年度版データIP5、07男女共同参画社会に関する意識の2の表では、最新データは男女別のグラフがのっています。当案でも、文中の数字はのっていますが、グラフにしたほうが良く理解できると思いますので、男女別のグラフをのせてください。	ご意見のとおり修正します。	あり
6	第3章 目標1 16ページ	【現状と課題】 ■社会制度・慣行の見直しと意識の改革	(文言を追加) ・選択的夫婦別氏制度の導入に関して啓発活動をすすめていく。 ・社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることがないように、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。 (理由) 離婚や再婚が増え、婚姻する4組に1組は双方か片方が再婚です。婚姻のたびに姓を変える不便さを感じている人は多い。2020年早稲田大学研究室調査で選択的夫婦別氏制度に賛成が70%を超えています。導入をすすめる事が求められています。	選択的夫婦別氏制度については、国において検討すべき事項と考えています。また、旧姓の通称としての使用については住民票やマイナンバーカードへの旧氏併記が可能となり、運転免許証などへも拡大しています。 住民票等への旧氏(旧姓)併記については、引き続きホームページやポスターで周知していきます。	なし
7	第3章 目標1 19ページ	【具体的取組】 (1)男女共同参画推進のための意識啓発 ⑤国際理解に基づく男女共同参画の推進 ア 世界の女性をとりまく現状や課題など男女共同参画に関する情報の収集・提供や学習機会の提供などにより、国際社会の動向についての理解促進を図ります。	(下線部を追加) …SDGsをはじめとする国際社会の動向についての理解促進を図ります。 (理由) 2015年に国連で決定され、我が国も賛同した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、2030年目標であり、現在最重要課題です。特に「目標5.ジェンダー平等を実現しよう」を広く知ってもらう必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。	あり
8	第3章 目標1 19ページ	【具体的取組】 (1)男女共同参画推進のための意識啓発 ①家庭・地域等への広報・啓発活動の推進	(下線部の取組をエとして追加) エ 外国籍市民に男女共同参画の取組(ア～ウ)を知らせるために多言語によって情報提供します。 (理由) 同項目の⑤イがありますが、これは生活情報だと思いますので、新潟市民として外国籍の人々も男女共同参画の意義を知る権利と必要があると思います。本来はSDGsに基づき、本文全体の多言語提供が望まれると思いますが、難しいのであれば基本的な部分だけでも多言語提供が望まれる。	外国籍市民に対する本市の情報の周知については、関係各課と連携し取組を進める中で、参考にさせていただきます。	なし
9	第3章 目標1 20ページ	【具体的取組】 (2)社会制度・慣行等の見直しと意識の改革 ①男女共同参画に関する調査、情報の収集・提供、支援 ウ 男女共同参画の視点で様々な悩みや不安に関する相談事業を行うことで、性別にとらわれず自分らしく生きるための支援をします。	(下線部を修正) ウ 男女共同参画の視点で様々な悩みや不安に関する相談事業を行うことで、性別にとらわれず生きるための支援をします。(ほか4件) (理由) ・ジェンダーフリーな表現のためには「自分らしく」は必要ない。 ・「自分らしく」の「自分」は、性差別の肯定をする価値観を持つ「自分」という意味にもなる。	新潟市男女共同参画条推進条例の前文には、「市民一人一人が尊重され、男女がともにあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができるまち、新潟を実現するため、この条例を制定する」とあるため、原案のとおりとします。	なし

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
10	第3章 目標2 24ページ	【現状と課題】 ■防災における男女共同参画 …災害時においてどちらかの性別に過度な負担が生じることのないよう、日頃から男女共同参画の視点を共有することが重要です。	(下線部を修正) …災害時において性別役割分担による過度な負担が生じることのないよう、日頃から男女共同参画の視点を共有することが重要です。(ほか9件) (理由) ・「どちらかの性別」は文言として不自然。 ・「どちらかの性別」ではあいまいなため、これまでに明らかになってきた女性への負担がはっきり分かるように。 ・社会的・歴史的背景を含んだ文言として「性別役割分担」とすることで、これまで不可視化されがちだった女性負担を可視化することができる。	ご意見の趣旨を踏まえ、「固定的な性別役割分担意識によりどちらかの性別に過度な負担が生じることのないよう～」と修正します。	あり
11	第3章 目標2 25ページ	【具体的取組】 (1)市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡充 ②市女性職員の管理職等への登用推進 ア 能力開発のための研修の実施及びキャリア開発を重視した人事異動などにより人材育成・能力開発の促進を図ります。	(下線部を追加) ア 能力開発のための研修の実施及び管理職へのマネジメント研修を踏まえキャリア開発を重視した人事異動などにより人材育成・能力開発の促進を図ります。 (理由) ・20代のうちから、キャリア研修の機会があれば、多様性のほかどの年代もキャリア(働き方、生き方)を自分のこととして考えられるのではないかと。 ・管理職の積極的な取組みを促す必要があるため。	市女性職員の登用については、「新潟市特定事業主行動計画」において推進しています。その中で「人材育成基本方針」に基づき、「職場内研修」「職場外研修」「自己開発」及び「人事諸制度」のそれぞれの特徴を生かして効果的な人材育成を行っています。 能力開発のための研修の中には、女性リーダー研修やキャリアデザイン研修等のマネジメントや今後のキャリアを学ぶ研修も含まれています。	なし
12	第3章 目標2 25ページ	【具体的取組】 (1)市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡充 ②市女性職員の管理職等への登用推進 イ 意欲ある職員の能力発揮を促進するため、係長への女性登用を推進するとともに、管理職にふさわしい能力を持つ職員の登用を進めます。	(下線部を修正) 意欲ある職員の能力発揮を促進するため、係長への女性登用を推進するとともに、 <u>管理職への女性の登用を進めます</u> 。(ほか10件) (理由) ・「係長クラスの女性が増加すれば人材が増え、管理職への登用が増える」と取り組んできた結果、係長職級の女性職員は十分増加した。本計画では次の段階に進まなければならない。 ・係長昇任者における女性の割合の増加は2014年度に比して5ポイントに満たない。管理職の女性も増加したとは言え6ポイントに満たず、当初の目標設定も低いと言わざるをえない。特に管理職への女性の登用を積極的に進めなければならない。 ・「登用」には「それまで低い位置にあったすぐれた人材を高い位置に引き上げて、重要な役割を担わせること」の意味があり、文中の「ふさわしい能力を持つ」という表現が重複している。 ・「意欲ある職員の能力発揮を促進するため、管理職以上への女性の登用推進する」とし、「管理職にふさわしい…」は不要(女性の能力は男性より劣っていませんし、今更、管理職にふさわしい能力云々というのは女性に失礼ではないでしょうか)。	「新潟市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職への登用を今後一層推進するにあたり、まずは係長職への登用割合を男性職員と同程度に引き上げます。 その後は、性別に関わらず、係長や課長補佐等のそれぞれの役職において様々な分野を経験し、管理職にふさわしい能力の育成を図っていきます。	なし

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
13	第3章 目標2 25ページ	【具体的取組】 (1)市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡充 ウ 市立学校において主任層への女性の登用を進めるほか、管理職選考検査の女性受検者の増加を図るなど管理職等への登用を推進します。	(下線部を追加) ウ 市立学校において主任層への女性の登用を進めるほか、管理職選考検査の女性受検者の増加を図る。また、女性が管理職になりたいと思うような働き方改革を進めるなど管理職等への登用を推進します。 (理由) 管理職を含め、教員の多忙化の現状の中、女性がなかなか管理職を希望しないという現実があるため。	ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。 ウ 市立学校において主任層への女性の登用を進めるほか、女性が管理職を目指しやすい環境を整え、管理職選考検査の女性受検者の増加を図るなど管理職等への登用を推進します。	あり
14	第3章 目標2 25ページ	【具体的取組】 (2)企業・団体・地域等における女性の登用促進 ②女性のエンパワーメントの推進 ア 女性の参画拡大に向けた自己能力開発のための学習機会を提供します。	(下線部の取組をイとして追加) イ <u>政治分野への女性参画を進めるために情報および学習機会を提供します。</u> (ほか10件) (理由) ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、地方自治体の責務として、人材育成や情報収集などに努めることとされている。自治体の役割として、情報と学習機会の提供に取り組むことが求められる。 ・政治分野は市民の努力だけでは進まない。政治と女性をつなぐ努力を。 ・「目標3(3)1ア」で述べる「職業能力の開発」とは、明らかに内容が違う。	政治分野における男女共同参画の推進については、目標1(2)1イ「社会制度や慣行等、様々な場面における男女別データの収集・分析・情報提供」及び(1)1イ「学習機会の充実」で、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の趣旨について学習機会や情報提供の取組を進めることとし、原案のとおりとします。	なし
15	第3章 目標2 26ページ	【具体的取組】 (3)防災における男女共同参画の推進 ①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築 イ 災害時の避難所運営等において、男女双方の視点等に配慮した運営となるよう本市の避難所運営マニュアルを活用し、啓発や働きかけを行います。	(下線部を修正) イ <u>災害時の避難所運営等において、女性の視点等に配慮した運営となるよう本市の避難所運営マニュアルを活用し、啓発や働きかけを行います。</u> (ほか9件) (理由) ・これでは意味がおかしいし、言葉としてもありえない。 ・「男女双方の視点」では、これまでの男性主導の運営と何ら変わりはない。女性の視点を重要視した運営に変えるためにも、「女性の視点」とはつきりさせることが大事。 ・男性視点の避難所運営では性別や年齢、障がいの有無、宗教や言語などの多様なニーズが満たされない問題が生じている。避難所運営にはまず女性の参画が必要。多様な市民が避難所運営に当たれるようになれば、より安心・安全な避難所となる。本計画ではそれらを「女性の視点等」に代表させて表記する。	国の「防災基本計画」には、「市町村は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする」と定められているため、原案のとおりとします。	なし

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
16	第3章 目標2 26ページ	【具体的取組】 (3)防災における男女共同参画の推進 ①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築 イ 災害時の避難所運営等において、男女双方の視点等に配慮した運営となるよう本市の避難所運営マニュアルを活用し、啓発や働きかけを行います。	(下線部を修正) イ 災害時の避難所運営等において、女性やLGBTQ等の視点等に配慮した運営となるよう本市の避難所運営マニュアルを活用し、啓発や働きかけを行います。 (理由) 男女共同参画なので、必要な所に「LGBTQ等」を入れた方がよい。	国の「防災基本計画」には、「市町村は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする」と定められているほか、性的マイノリティの人権に関する具体的な施策については「新潟市人権教育・啓発推進計画」に基づいて推進していくため、原案のとおりとします。	なし
17	第3章 目標2 26ページ	【具体的取組】 (3)防災における男女共同参画の推進 ①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築 ウ 男女のニーズの違いなど、多様なニーズに配慮した備蓄を推進します。	(下線部を修正) ウ 女性のニーズ等に配慮した備蓄を推進します。(ほか8件) (理由) ・多様なニーズに配慮することは当たり前であり、その中でも女性独特のニーズに対応できていない。 ・避難所の備蓄はこれまでの男性視点によるニーズだけでなく、避難者の性別や年齢、障がいの有無、宗教や言語など多様性をどう想定するかが重要である。「女性のニーズ等」に集約して表記する。	備蓄については「新潟市地域防災計画」において、男女のニーズの違いや高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等多様なニーズに配慮することとしているため、原案のとおりとします。	なし
18	第3章 目標2 26ページ	【具体的取組】 (3)防災における男女共同参画の推進 ①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築 ウ 男女のニーズの違いなど、多様なニーズに配慮した備蓄を推進します。	(下線部を修正) ウ 女性、男性、障がいのある人々、高齢者、外国籍者等、多様なニーズに配慮した備蓄、設備設営等を推進します。 (理由) 避難者は男女だけではなく、様々な個性を持った人々が想定される。災害時に一番弱い状況に陥る女性、障がいのある人々、高齢者、外国籍者等のことを念頭に、備蓄だけでなく例えば寝る所、トイレ等々の設備設営等について計画されたい。 防災計画に男性の視点だけでは弱者となり得る女性の参画が必要と思うが、さらに災害弱者となり得る人々がいることも念頭におかれたい。	備蓄については「新潟市地域防災計画」において、男女のニーズの違いや高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等多様なニーズに配慮することとしているため、原案のとおりとします。	なし
19	第3章 目標2 26ページ	【具体的取組】 (3)防災における男女共同参画の推進 ①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築 ウ 男女のニーズの違いなど、多様なニーズに配慮した備蓄を推進します。	(下線部を修正) ウ 女性やLGBTQ等のニーズの違いなど、多様なニーズに配慮した備蓄を推進します。 (理由) 男女共同参画なので、必要な所に「LGBTQ等」を入れた方がよい。	備蓄については「新潟市地域防災計画」において、男女のニーズの違いや高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等多様なニーズに配慮することとしているため、原案のとおりとします。 なお、性的マイノリティの人権施策については、「新潟市人権教育・啓発推進計画」に基づいて推進していきます。	なし
20	第3章 目標3 27ページ	【現状と課題】 ■働く場での男女格差の是正 …母子家庭の母の収入が厳しい状況にあることなどからも分かるとおり、男女間の格差や女性が貧困など生活上の困難に陥りやすい背景の一因になるという就業構造の問題もあります。	(下線部を追加) …母子家庭の母の就労収入が厳しい状況にあることなどからも分かるとおり… (理由) ひとり親の収入状況は様々と思われるが、就労実態は非正規が多いので、この点を明確にするため。	ご意見のとおり修正します。	あり

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
21	第3章 目標3 27ページ	<p>【現状と課題】</p> <p>■働く場での男女格差の是正</p> <p>…さらに、男性労働者を100とした場合の女性労働者の給与は71.9となっていて、依然として男女間で格差があります。</p>	<p>(下線部を修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> …さらに、男性労働者を100とした場合の女性労働者の給与は71.9となっていて、ますます男女間の格差が拡大しています。(ほか6件) <p>(下線部を修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> …さらに、男性労働者を100とした場合の女性労働者の給与は71.9となっていて、依然として男女間に格差があるだけでなく、むしろ格差が拡大する傾向にあります。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年度の賃金の男女格差は、第2次新潟市男女共同参画行動計画の中間年である平成25年時点よりも拡大・悪化していることを示す文言が必要である。 賃金の男女格差は昨年度、平成25年に比して極端に拡大し、悪化、深刻化した。男性賃金115%増に対し、元々低い女性のそれは111%に留まり、7年前の比率にも届かない。これを直視し、示す文言が必要である。 「図3-3」にあるとおり、直近2年間で男女の賃金格差は極度に拡大している。女性の貧困化が進んでいることを明確にしなければ、実情に即した取組は実現しない。 現状を分析しての表現にする。 	<p>所定内賃金の男女格差については、令和元年度の調査資料の変更による影響も考えられ、格差の拡大・悪化を結論付けられないため、原案のとおりとします。</p>	なし
22	第3章 目標3 28ページ	<p>図3-2 男女別正規従業員割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「図3-2 男女別正規従業員割合」を、非正規従業員の男女別割合も表示する図に修正。(ほか7件) 非正規従業員の割合しかのっていませんが、非正規従業員の割合ものせてください。女性の非正規労働こそ、日本のジェンダー問題の縮図ともいえ、すべてのジェンダーの問題が含まれていると思います。是非のせてください。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「図3-1」と「図3-2」だけでは、27ページの下から7行目にある「非正規雇用は、多様な就業ニーズに応える一方、女性が多いことや、母子家庭の母の収入が厳しい状況にあることなどからも分かる通り、男女間の格差や女性が貧困など生活上の困難に陥りやすい…」を説明しきれていない。 「図3-1」と「図3-2」だけでは、27ページ下から7行目にある「非正規雇用は、…」を説明しきれていない。非正規雇用者として働いている女性が多い。新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する現状では、まず非正規雇用の女性が職を失っている。その現実をリアルに反映する必要がある。 非正規に女性が多いことが、この図だけでは不明のため。 	<p>ご意見のとおり修正します。</p>	あり

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
23	第3章 目標3 30ページ	<p>【現状と課題】</p> <p>■管理的立場への登用を促進するうえでの障壁 …夫や家族の協力により、リーダーに挑戦する意欲が向上する可能性を示唆しています。</p>	<p>(下線部を追加)</p> <p>…夫や家族の協力により、リーダーに挑戦する意欲が向上する可能性を示唆しています。しかし、夫や家族も協力したいと思っても、途中で事情が変化する場合は、夫や家族の協力が最初から得られない場合もありますので、「保育・介護の支援などの公的サービスの充実・改善」や「長時間労働の改善」等、社会的な環境整備が望まれます。</p> <p>(理由)</p> <p>本文の書き方では現状の指摘だけに終わっている。夫や家族の協力が得られたとしても、途中で夫や家族に事情が生じる場合も大いにあり得ることであり、また、これでは、家族のいないシングルマザー等は意欲があったとしても、挑戦できないかのような文章ととれられるかもしれない。 意欲のある全ての女性が挑戦できるようにするには、その障壁をどうしたらいいのか、これが課題であり、自治体として課題を示すべきなのではないか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、意欲ある女性がリーダーに挑戦できるよう環境整備が必要という記載に修正します。</p>	あり
24	第3章 目標3 31ページ	<p>【現状と課題】</p> <p>■企業における男女共同参画の自主的な取組の促進 …取組が進んでいない企業に向けては、男女共同参画を推進したり働き方を改革するためのノウハウや各種支援制度、先進企業での事例などを発信し、企業の実態に応じた取組を促すことが必要です。</p>	<p>(下線部を追加)</p> <p>…取組が進んでいない企業に向けては、男女共同参画を推進したり働き方を改革するためのノウハウや各種支援制度、先進企業での事例などを発信し、<u>両立支援制度を充実し男女共同参画にむけた職場風土の改善など企業の実態に応じた取組を促すことが必要</u>です。</p> <p>(理由)</p> <p>職場風土が改善されないと、制度の仕組みが整っても利用されないために改善がすすまない。具体的な文言として入れる必要がある。</p>	<p>仕事と家庭の両立に配慮した働き方や、男女共同参画の取組の推進については、本計画案31ページ1段落目に、また休暇・両立支援制度等を利用しつらい職場の環境・風土の改善については36ページ1段落目に記載があるとおり、企業における職場風土の改善が進むように取組を促していきます。</p>	なし
25	第3章 目標3 32ページ	<p>【具体的取組】</p> <p>(1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ①労働関係法令や制度の周知・調査</p>	<p>(下線部の取組をオとして追加) オ <u>女性労働相談窓口の設置</u> (ほか4件)</p> <p>(下線部の取組を追加) 「<u>母子家庭やシングル女性の貧困対策として、市独自の女性労働相談窓口を設置する</u>」を追加する。</p> <p>(理由)</p> <p>・女性の働く環境は厳しさを増している。女性の再就職や起業の支援のために労働の相談窓口の設置はどうしても必要である。</p> <p>・働く環境は厳しさを増し女性たちは問題を抱えている。現状の雇用環境での働き方の改善や再就職、起業支援のためにも、問題解決に向けて恒常的な女性労働相談窓口の設置は必要である。</p>	<p>女性労働相談窓口は、以前本市で設置していたものですが、利用実績が少なく、国や新潟県が設置する労働相談窓口で対応が可能であると考えています。 また、母子家庭等の貧困については、本市の生活・就業相談窓口で対応が可能であると考えています。</p>	なし

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
26	第3章 目標3 32ページ	【具体的取組】 (1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ア 労働関係法令や制度の周知・調査 ア 男女雇用機会均等法等労働関係の法令や各種制度の内容、女性労働問題の相談窓口等についてハンドブックなどを活用して周知します。	(下線部を追加) ア 男女雇用機会均等法等労働関係の法令や各種制度の内容、女性労働問題の相談窓口等についてハンドブックなどを活用して周知します。 <u>外国籍の人々へ多言語による情報提供をします。</u> (理由) 現在、新潟市に在住する外国籍住民の多くが社会を下支えする現場で働いている。多くに外国籍女性たちも働いている。日本語ができる、できない、に関わらず、最低限、労働関係法令や制度について周知するのは人権上、当然のことである。	外国籍市民に対する本市の情報の周知については、関係各課と連携し取組を進める中で、参考にさせていただきます。	なし
27	第3章 目標3 33ページ	【具体的取組】 (3)女性の個性と能力の発揮への支援 ②再就職や起業の支援	(下線部をウとして追加) ウ <u>相談体制の充実</u> <u>相談窓口開設などの支援を行います。</u> (理由) 具体的な施策があると改善が進む。	再就職や起業については、国や本市の起業支援相談窓口で対応が可能であると考えています。	なし
28	第3章 目標3 33ページ	【具体的取組】 (3)女性の個性と能力の発揮への支援 ③農業や自営業等、女性の参画が少ない分野での男女共同参画 ア 農家の家族間で、労働条件や報酬等を文書で取り決め、共同経営者としての地位や役割を明確にし、各世帯員が経営に参画できる家族経営協定の普及促進に努めます。	(下線部を修正) ア 農家の家族間で、労働条件や報酬等を文書で取り決め、共同経営者としての女性の地位や役割を明確にし、各世帯員が経営に参画できる家族経営協定の普及促進に努めます。(ほか3件) (理由) ・農業の担い手は女性が大きく占めているが、家庭内等で共同経営者として確立しているか不明確であるという現実がある。 ・農業の担い手が主として女性であるという現実がある。	ご意見のとおり修正します。	あり
29	第3章 目標3 33ページ	【具体的取組】 (3)女性の個性と能力の発揮への支援 ③農業や自営業等、女性の参画が少ない分野での男女共同参画	・「市は農業委員の割合を増やすために、その数値目標を4割とする」を追加する。 ・「農業ビジョン」等に女性問題や男女共同参画を項目建てして入れる。	「農業委員における女性委員の割合」の指標の追加については、No.61に記載のとおりです。また、農業分野における男女共同参画については、「新潟市農業構想」において「女性農業者への支援」を掲げ、女性農業者の経営参画・社会参画に向けた環境整備を推進していきます。	なし
30	第3章 目標4 35ページ	【現状と課題】 ■長時間労働の是正と職場風土の改革	「本市では」以下の文章に、まず「女性に育児や介護の負担が大きいのばかり、女性が仕事を続けるうえでのネックになっていること」をハッキリと明記する必要があると思います。そして「その対策として…云々」があるのではないのでしょうか。	女性の育児や介護等の負担が大きいことについては34ページ「■長時間労働の是正と職場風土の改革」で説明しているほか、それが就業継続における課題となっていることについては36ページ「■仕事と家庭生活の両立に向けた子育てや介護等の環境整備」で説明したうえで、その対策について37ページに記載してあります。	なし

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
31	第3章 目標4 38ページ	【現状と課題】 ■ハラスメントのない職場の実現	女性に対するハラスメント(セクハラ・マタハラ…)の表を追加した方がよいと思います。	ご意見のとおり修正します。	あり
32	第3章 目標4 39ページ	【具体的取組】 (2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援 ①子育て支援策の充実 ア 就労する保護者の増加や就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支えられるよう、延長保育、乳児保育、休日保育、病児保育等各種保育サービスの拡充と質の向上に努めます。	(下線部を追加) 待機児童の解消に向け、保育所等の整備の推進するとともに、それに伴い必要となる保育人材の確保、子育て支援員の活用等を推進する。 (下線部を修正) ア 就労する保護者の増加や就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支えられるよう、延長保育、乳児保育、休日保育、病児保育、就業の有無にかかわらず一時保育、事業所保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。 (理由) 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備が求められています。	待機児童ゼロの維持に向けた保育環境の整備や、多様な保育サービスの拡充については、「新潟市新すこやか未来アクションプラン」に基づき、引き続き推進します。 なお、いただいたご意見は、取組を進めていく中で参考にさせていただきます。	なし
33	第3章 目標4 39ページ	【具体的取組】 (2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援 ①子育て支援策の充実 イ 放課後児童クラブや子どもふれあいスクール事業等、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保の充実に努めます。	(下線部を追加) イ 放課後児童クラブや子どもふれあいスクール事業、放課後等ディサービス等の通所支援や保育所等における障害のある子どもの受け入れの実施し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保の充実に努めます。 (理由) 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備が求められています。	特別な配慮が必要な子どもの放課後対策については、「新潟市新すこやか未来アクションプラン」に基づいて推進します。 なお、いただいたご意見は、取組を進めていく中で参考にさせていただきます。	なし
34	第3章 目標4 39ページ	【具体的取組】 (2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援 ①子育て支援策の充実	(下線部をウとして追加) ウ 子どもの安全な通行を確保するため、子どもが日常的に集団で移動する経路の等の交通安全環境の整備や、地域ぐるみで子どもをみまもるための対策等を推進する。 (理由) 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備が求められています。	ここでは、仕事と家庭生活の両立に向けた子育て支援策の充実についての取組を記載しています。 なお、子どもの通学路の安全確保については、「新潟市交通安全計画」に基づいて推進していきます。	なし
35	第3章 目標4 39ページ	【具体的取組】 (2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援 ①子育て支援策の充実 ウ 子育て中の保護者が育児についての不安や悩みを気軽に相談できる体制整備を進めます。	(エに線り下げ下線部を追加) エ 子育て中の保護者が育児についての不安や悩みを気軽に相談できる体制整備を進めます。保護者の経済的負担の軽減をすすめます。 (理由) 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備が求められています。	ここでは、子育て中の保護者や家庭の孤立化を防ぎ、悩みや不安の軽減に向けた取組を記載しています。 なお、子育て家庭の経済的な負担の軽減については、「新潟市新すこやか未来アクションプラン」及び「新潟市子どもの未来応援プラン」に基づき、幼児教育・保育の無償化・医療費助成・児童手当をはじめ、さまざまな軽減施策の充実に取り組んでいきます。	なし

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
36	第3章 目標4 39ページ	【具体的取組】 (2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援 ①子育て支援策の充実 ウ 子育て中の保護者が育児についての不安や悩みを気軽に相談できる体制整備を進めます。	(下線部を追加し、連携する関係各課に「国際課」を追加) ウ 子育て中の保護者が育児についての不安や悩みを気軽に相談できる体制整備を進めます。外国籍住民へ多言語で情報提供します。 (理由) 現在、外国籍住民を含む世帯も多く、その子どもたちも多にいる。外国籍住民にとっても気軽に、しかし専門的に相談できる場が必要であると思う。 外国籍母が親子関係について日本人家族に言えずに、または子以外の家族がおらずに悩む場合もある。親子関係等の事態が深刻になってからでは対応に苦慮する場合もある。	外国籍市民に対する本市の情報の周知については、関係各課と連携し取組を進める中で、参考にさせていただきます。	なし
37	第3章 目標4 40ページ	【具体的取組】 (2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援 ②介護サービス基盤の整備・充実	(下線部の取組をウとして追加) ウ 医療・介護の連携の推進、認知症施策の充実により、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括システム)の構築に向けた取り組みを着実に進め、家族の介護負担の軽減を図る。 (理由) 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備が求められています。	地域包括ケアシステムの構築につきましては、「新潟市地域包括ケア計画」に基づいて推進していきます。 なお、家族の介護負担の軽減については、本計画案40ページ(2)「2介護サービス基盤の整備・充実」及び同ページ(2)「3地域で支える環境づくり」の取組に包含されており、いただいたご意見は取組を進めていく中で参考にさせていただきます。	なし
38	第3章 目標4 40ページ	【具体的取組】 (2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援 ②介護サービス基盤の整備・充実 イ …また、高齢者本人や介護する家族を地域全体で支援するため、認知症に対する正しい理解を啓発します。	(下線部を追加し、連携する関係各課に「国際課」を追加) イ …また、高齢者本人や介護する家族を地域全体で支援するため、認知症に対する正しい理解を啓発します。外国籍住民に多言語での情報を提供します。 (理由) 現在、新潟市においても様々な世代の外国籍住民、外国にルーツを持つ人々がいる。つまり高齢の外国籍住民・帰化した人、中高年の外国籍住民・帰化した人、若い世代、子育て中の人、介護を担っている人、世帯においても日本人と外国籍住民とからなる世帯も多く、その様子も様々であり、外国籍住民の中には、問題にどう対応していいか苦慮している人もいる。 また、どうしても、様々な場面での対応には多言語の通訳、翻訳が必要である。帰化した人でも言語の支援が必要な場合がある。かつて新潟市のある区保護課において外国籍シングルマザーへの説明で、中学生の子が学校を休んで通訳した例を把握している。子が学校の先生に訴えたが、先生も聞きおくのみであったとのこと。これは子どもの権利条約違反である。このようなことは断じてあってはならない。	外国籍市民に対する本市の情報の周知については、関係各課と連携し取組を進める中で、参考にさせていただきます。	なし
39	第3章 目標4 40ページ	【具体的取組】 (2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援 ②介護サービス基盤の整備・充実 ③地域で支える環境づくり ④ひとり親家庭等様々な困難を抱える人への支援の充実	②③④において連携する関係各課に「国際課」を入れる。	外国籍市民に対する本市の情報の周知については、関係各課と連携し取組を進める中で、参考にさせていただきます。	なし

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
40	第3章 目標5 42ページ	図5-2 女性の健康と権利について、男女が理解し合うために必要なこと	項目に「企業内研修」や「生涯教育」の項目がないのはどうしてでしょうか。もしこれまでは入っていなかったのでしたら、今後、質問項目に入れてください。	質問項目や選択肢については、調査の継続性や国との比較などの観点から決定しており、ご指摘の選択肢はこれまで入っていませんでした。 いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。	なし
41	第3章 目標5 43ページ	【具体的取組】 (1)性を理解・尊重するための啓発活動の推進 (2)性と生殖の健康と権利に関する自己決定についての啓発活動の充実 ア …性と生殖の健康と権利に関する自己決定について、正しい理解を促すために、講座の開催や情報提供等により啓発を進めます。	(下線部を追加) …性と生殖の権利と健康に関する自己決定や性の多様性について、正しい理解を促すために、講座の開催や情報提供等により啓発を進めます。(ほか11件) (理由) 新潟市ではパートナーシップ宣誓制度がすでに実施されているが、性の多様性に対する正しい理解の広がりは十分とはいえない。性の自己決定権と多様性に対する正しい理解を広げる取組は継続する必要がある。	性の多様性に対する正しい理解を広げる必要性や具体的な施策については「新潟市人権教育・啓発推進計画」に基づいて推進していくため、原案のとおりとします。	なし
42	第3章 目標5 43ページ・44ページ	【具体的取組】 (1)性を理解・尊重するための啓発活動の推進 (2)生涯を通じた健康づくりの支援	(1)①②、(2)①②③④の全体を通じ、連携する関係各課に「国際課」を入れる。 (理由) 前述しているように、現在、新潟市にも多くの外国籍住民や外国にルーツを持つ住民、女性たちが全ての世代に多くいます。日本人との世帯をもつ人々も多くいる。国連からも、自己の生活や健康のために、出身国と異なる国に住む人々に対し、日本人と同等の公的サービスを受けることは当然の権利として勧告が出されている。 外国籍者や外国にルーツを持つ人々にとっても、健康な生活を維持するために多言語によるリプロダクティブヘルス・ライツに関する情報提供、必要に応じ言語や文化の違いに応じた相談・支援が望まれる。	外国籍市民に対する本市の情報の周知については、関係各課と連携し取組を進める中で、参考にさせていただきます。	なし
43	第3章 目標5 43ページ	【具体的取組】 (2)生涯を通じた健康づくりの支援	(下線部の取組を②イとして追加) <u>イ 性犯罪、児童買春、人身取引等に関する専門相談を実施し、問題解決を支援します。</u>	性犯罪、児童買春などの専門相談に関することは、計画案48ページ目標6で各種相談窓口の周知に努めることとしているため、原案のとおりとします。	なし

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
44	第3章 目標5 43ページ	【具体的取組】 (2)生涯を通じた健康づくりの支援	・生涯を通じた健康づくりへの支援に関する具体的な取組の記述を変更(ほか2件) ・(2)の③と④を入れ替え、③を「性感染症等への対策」とする。なぜなら、性感染症は若年層から、また妊娠や出産に至る前に行わなければならないことですので、順序が逆です。 ・(2)の③を④としたうえで「避妊・妊娠・出産等に関する健康支援」と変更する。 ・(2)の③を④としたうえで、ア「妊娠・出産等の希望が実現できるよう、妊娠・子育て期に…」を、「避妊・妊娠・出産等の希望が実現できるよう、妊娠・子育て期に…」に変更する。なぜなら、未婚・既婚に関わらず、望まない妊娠を強いられている女性が多いからです。	性感染症等への対策については、ご意見の趣旨を踏まえ、④アの内容を①ウとして再編します。 避妊に関することについては、(1)①イで望まない妊娠の予防に関する普及啓発、②アで性と生殖に関する自己決定の啓発をすることとしています。	あり
45	第3章 目標5 44ページ	【具体的取組】 (1)性を理解・尊重するための啓発活動の推進 (2)生涯を通じた健康づくりの支援	(下線部の取組を(3)として追加) (3)健康を脅かす問題についての正しい知識と普及啓発の推進(ほか3件) (理由) 命や健康に影響を及ぼす性感染症や薬物の使用と新型コロナウイルス感染症等を防止するための正しい知識の普及を行う必要がある。	健康を脅かす問題についての正しい知識と普及啓発の推進については、「新潟市健康づくり推進基本計画(スマイル新潟ヘルスプラン)」において、「生涯健康でいきいきと暮らせるまちにいがた」の実現を目指して、正しい知識の普及を含む健康づくりの意識啓発に努めることとしています。	なし
46	第3章 目標6 48ページ	【具体的取組】 (3)貧困等生活上の困難を抱える女性への支援 ①ひとり親家庭等様々な困難を抱える人への支援の充実	(下線部の取組を②として追加) ②様々な困難を抱える単身・高齢女性への支援の充実 ア 実態調査の実施 イ 相談窓口の設置 (ほか5件) (理由) 46ページの「■貧困等生活上の困難を抱える女性への支援」で「単身女性」「高齢女性」などに留意が必要と指摘がある通り、【具体的取組】が必要である。まず新潟市の実態を把握し、相談窓口を置くところから取組が必要。ひとり親家庭だけへの対策では不十分である。	市では、各区女性相談員をはじめ、様々な困難に関する相談窓口を設置しています。 国における困難な問題を抱える女性への支援の在り方について検討状況を注視し、ご意見の趣旨を参考とさせていただきます。	なし
47	第3章 目標6 48ページ	【具体的取組】 (1)DVの根絶とDV被害者への総合的な支援体制づくり (2)セクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力防止対策の推進 (3)貧困等生活上の困難を抱える女性への支援	(下線部の取組を(4)として追加) (4)外国籍住民に各項目の啓発、相談窓口、必要な支援について、多言語による情報提供を行います。(国際課) (理由) 前述しているように、新潟市において外国籍住民や外国にルーツを持つ人々にも、自己の生活や身体的安全のために、日本人と同等の情報提供が多言語により、なされるべきである。国連人権機関からの勧告、国からの各都道府県、政令指定都市等への通知もされている。専門的な機関への相談が遅れることにより、より深刻な状態になることもあり得る。	外国籍市民に対する本市の情報の周知については、関係各課と連携し取組を進める中で、参考にさせていただきます。	なし

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
48	第4章 50ページ	図4-1 いずれかの暴力を一度でも受けたことがある人の割合	「いずれかの暴力を一度でも受けたことがある人の割合」という表そのものが、DVに関する市民の誤解を招きやすい表であるので、ここに表示するのは不適切です。 DVは、身体的な暴力だけでなく、経済的・精神的・性的・社会的・子どもを利用したものなど、複合的に表れるものなので、被害女性は中々逃げられないのです。また、身体的な暴力でも、女性が男性から受ける場合と、男性が女性から受ける場合とでは、その恐怖感がまるで違います。そうしたことが分かるような表でなければ、女性と男性のDV被害の違いが分からなくなります。なぜ、女性や子どもに対するDV対策が必要なのか、よく考えていただければ、このような表の出し方はできないと思います。	ご意見の趣旨を踏まえ、令和元年度に本市で実施した「男女共同参画に関する基礎調査」を引用し、以下のとおり修正します。 図4-1「配偶者等から暴力を受けたことのある人の割合」	あり
49	第4章 53ページ	【具体的取組】 (1)DVを容認しない社会づくりの推進 ②DV相談窓口の周知	(新たに追加) 「②DV相談窓口の周知」に「中学・高校生をはじめとする若年層への周知・情報提供を行います」を入れてください。(ほか2件) (理由) 「DV防止の意識啓発の推進」に「中学生からのデートDV防止セミナー等の啓発事業を行います」が入ったことを高く評価します。これに伴った施策が必要と思います。	DV防止法に基づきDV相談窓口を設置していることから、その周知については、53ページ第4章(1)②の取組により行うこととし、原案のとおりとします。 なお、若年層の相談については、中学生からのデートDV防止セミナー等による啓発事業により周知に努めます。	なし
50	第4章 54ページ	【具体的取組】 (2)配偶者暴力支援センターを中心とした相談体制の充実 ①安全に安心して相談できる体制づくり	(新たに追加) 「①安全に安心して相談できる体制づくり」に「中学・高校生をはじめとする若年層が相談しやすい体制を作ります」を入れてください。(ほか2件) (理由) 「DV防止の意識啓発の推進」に「中学生からのデートDV防止セミナー等の啓発事業を行います」が入ったことを高く評価します。これに伴った施策が必要と思います。	DV防止法に基づきDV相談体制を構築していることから、その体制づくりについては、54ページ第4章(2)①の取組により行うこととし、原案のとおりとします。 なお、若年層が相談しやすいよう、中学生からのデートDV防止セミナー等による啓発事業により周知に努めます。	なし
51	第4章 58ページ	【具体的取組】 (3)DV被害者の保護体制と自立支援の充実 ③自立支援策の充実 エ 就業に関する相談や職業訓練制度の情報提供など就業に向けての支援を行います。	「就業に関する相談や職業訓練制度の情報提供など就業に向けての支援を行います」だけでは足りないので、その後に、「また、女性や子どもの貧困が深刻化していることを踏まえ、自立までの間、市独自の緊急貸付や就労斡旋などを行います」を追加する。	貧困等生活上の困難を抱える女性への支援については、48ページ第3章目標6(3)に記載した取組により行うほか、子どもの貧困対策については、「子どもの未来応援プラン」に基づいて取り組んでいきます。	なし
52	第4章 60ページ	【具体的取組】 (4)関係機関や民間支援団体との連携の強化 ①関係機関・民間支援団体との連携体制の強化と協働の推進 ②DV対応と児童虐待対応との連携強化	(4)①・②の全体を通じ、連携する関係各課に「国際課」を入れる。 (理由) 前述するように新潟市においても外国籍住民、外国にルーツを持つ人々がおり、関係する女性の中にはDV被害者もいる。(1)、(2)、(3)においては、外国籍住民への対応、支援がなされる旨、表記がある。(4)においても、同様に外国籍住民への対応、支援がなされるべきである。	第4章2(1)(2)(3)を通して、国際課と連携して取り組んでおり、(4)の取組を行う中でも同課と連携していきます。	なし
53	第4章 60ページ	【具体的取組】 (4)関係機関や民間支援団体との連携の強化 ②DV対応と児童虐待対応との連携強化 ア 児童相談所や警察、子どもが所属する学校等などと連携し、児童虐待の早期発見に努めるとともに安全確保を図ります。	(下線部を修正) ア 児童相談所や警察、子どもが所属する保育所(園)・幼稚園・学校などと連携し、児童虐待の早期発見に努めるとともに安全確保を図ります。(ほか4件) (理由) 低年齢の子どもにも配慮が必要である。	次のとおり修正します。 ア 児童相談所や警察、子どもが所属する保育園・幼稚園・学校などと連携し、児童虐待の早期発見に努めるとともに安全確保を図ります。	あり

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
54	第5章 61ページ	1 計画の進行管理	図を削除する。(ほか9件) (理由) 図の内容が不明なので、外す。	図や評価の方法を表す文章を追加し、レイアウトを変更します。	あり
55	第5章 61ページ	1 計画の進行管理 (1)指標の設定	「参考指標」よりも「成果指標」を多くすべきである。(ほか1件) (理由) 「参考指標」は数値目標を設定しない、各目標に関連する状況を把握するための指標とのことですが、極めてわかりづらい。「参考指標」も「成果指標」として目標設定ができるものがあるのではないか。	参考指標とは各目標に関連する状況を把握するために参考とする目的で設定するものであり、数値目標を設定しません。原案では参考指標より成果指標が多くなっています。 指標は目標ごとの設定数のばらつきがあることや毎年把握できる指標が少ないことなどから、今回の計画から大幅に増やして新たに取り組むものであり、その成果を踏まえながら、ご意見の趣旨は次期改定時の参考とさせていただきます。	なし
56	第5章 62ページ	図表の追加	(下線部の図表を追加) 「アルザにいがたと市民・市民団体・事業者との連携・協働の図」を追加する。 「庁内の推進体制と審議会・市民・事業者の連携を表す図」を追加する。 (理由) 本計画が市民に知られていない。他市の先行事例等を参考に図を追加することで分かりやすくする。	ご意見のとおり、市民・市民団体・事業者との連携・協働や庁内の推進体制・附属機関との連携を表す図を追加します。	あり
57	第5章 62ページ	2 推進体制の充実・強化 (4)拠点施設の機能の充実 新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」は、本市の男女共同参画を推進する施策を実施し…	(下線部を追加) 新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」は、本市の男女共同参画行動計画を推進する施策を実施し…(ほか9件) (理由) 「アルザにいがた」は「男女共同参画行動計画」の推進拠点であるため。	アルザにいがたは、新潟市男女共同参画推進条例に「男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者及び市民団体による取組を支援するための拠点施設」と定められているため、原案のとおりとします。	なし
58	第5章 63ページ	指標No.12 市職員の管理職(課長以上)における女性の割合 目標値30%以上	目標値を30%以上としています、数字ではなく、能力次第にすべきと思います。	市女性職員の登用については「新潟市特定事業主行動計画」と整合を図り設定しており、管理職にふさわしい能力を持つ職員を育成、その登用目標を30%とするものです。	なし

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
59	第5章 63ページ	指標No.13 市職員の係長昇任者における女性の割合	指標から削除 (理由) 課長以上の女性の割合 で充分のため。	ご意見の趣旨を踏まえ、削除します。	あり
60	第5章 63ページ・64 ページ	指標一覧	参考指標の多さが理解できません。(ほか3件) (理由) ・実際の事業でこの参考指標をどう活かすのかわかりません。なかには本編に盛り込まれているものがあり、また参加人数の多さのみで何を評価するのでしょうか。 ・全体に「参考指標」が多すぎる。特に「No.29」と「No.30」は経済状況で変化しやすい数値であり、指標として不適切。「No.29」は県レベルの数値なので相応しくない。「No.32」は単位が不明なうえに、運用で変動しやすく、不安定な数値である。	ご意見の趣旨を踏まえ、No.29は削除します。また、No.32は単位を追記します。 なお、参考指標は各目標に関連する状況を把握するために参考としていく指標で、評価の対象とはなりません。 状況により変化しやすい数値は、その変化を見ていくことで状況を捉えやすくなると考えています。	あり
61	第5章 63ページ	指標一覧	目標2に「農業委員における女性委員の割合」を追加。 (理由) 農業分野では女性の評価が適正ではないので、委員会に女性が入ることで地位の確立していく必要だと考えます。	農業分野における女性の地位向上に向けて、計画案31ページに記載のとおり、経営等への参画と働きやすい環境整備に取り組み、そのための指標として「家族経営協定締結農家の割合」を設定しています。	なし
62	第5章 64ページ	指標No.28 年次有給休暇取得率	年次有給休暇取得割合 を指標として入れる。 (理由) 新潟市が全国と比べ取得率が低いこと。WLBの指標としても重要だから。	ご意見の趣旨を踏まえ、成果指標とし、目標値は第2期新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略と合わせて58.0%とします。	あり
63	用語集 65ページ		文書の中で、用語集に記載されている言葉が出て来たら、言葉の後に、() 書で記載箇所のページを入れて下さい。例えば、性的マイノリティ(P66)と。	用語解説は4ページ程度であり、容易に検索できるよう五十音順で掲載しているため、原案のとおりとします。	なし
64	用語集 65ページ	あ行	(新たに用語を追加) SDGs (ほか4件) (理由) ・本計画における意味を正確に示す必要がある。 ・4ページ4行目に記載があるが、理解のために解説を記す必要がある。	次のとおり追加します。 SDGs Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(2030 アジェンダ)」が採択され、17 の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」が掲げられた。17 の目標の 5 番目に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」とある。	あり

No	該当箇所	本計画案記述	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
65	用語集 65ページ	あ行	(新たに用語を追加) LGBT (ほか1件) LGBTQ (理由) ・性の多様性を説明する。 ・解説が必要だと思う。	「性的マイノリティ」の用語解説の中で盛り込むこととし、次のとおり修正します。 性的マイノリティ 性的指向(好きになる性)や性自認(こころの性)などの性のあり方が多数派と異なる人。「性的少数者」「セクシュアル・マイノリティ」ともいい、その総称としてLGBT・LGBTQともいう。	あり
66	用語集 65ページ	あ行	(新たに用語を追加) DV	「DV」は67ページ「配偶者等からの暴力(DV)」に掲載済です。	なし
67	用語集 66ページ	ジェンダー	ジェンダーの説明の中に「生まれつきの生物学的性別 (sex) …」という説明の仕方は、既に過去のものになったのではないのでしょうか。	国の「第4次男女共同参画基本計画」の用語解説に基づいて記載しています。	なし
68	用語集 66ページ	セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントの説明は修正したほうがいいのではないのでしょうか。セクハラは地域社会でも酷いですし、あらゆる場にあります。説明が、全体的にわかりにくです。	次のとおり修正します。 性的いやがらせ。職場、地域、学校などのほか、様々な場で起こりうる性的・差別的な行動のこと。異性に対するものだけでなく、同性に対するものも含まれる。	あり
69	用語集 66ページ	な行	(新たに用語を追加) 新潟市パートナーシップ宣誓制度 (理由) 新潟市では去年、性の多様性を認め合う権利としての制度を説明する。	性的マイノリティの人権施策については、「新潟市人権教育・啓発推進計画」に基づいて推進していきますので、原案のとおりとします。	なし
70	資料集		・市長の附属機関である「新潟市男女共同参画審議会」メンバー ・本計画に関係する「法」及び「条例」の内容	ご意見のとおり追加します。	あり
71	第4次計画全体を通して		「自分らしく」「自分らしく」を、「ジェンダーフリー」または「男女平等」とする。 (理由) 自分らしくなら今まで通りの私でいいのだと思わせる危うさが危惧される。	新潟市男女共同参画条推進条例の前文には、「市民一人一人が尊重され、男女がともにあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができまちは、新潟を実現するため、この条例を制定する」とあるため、原案のとおりとします。	なし